

監査法人における実効的な組織運営に関する取組について

双葉監査法人
平成29年9月

金融庁は平成29年3月31日に監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会から「監査法人の組織的な運営に関する原則《監査法人のガバナンス・コード》」を公表しました。この原則は多くの構成員から成る大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に設定されたものであるため、中小規模である当監査法人では適用しておりません。しかし、当監査法人は、監査法人に求められる高品質なサービスを提供し、プロフェッショナルとしての独立性や高度の職業的倫理観の高揚と保持に努め、そのための組織体制の構築と維持に注力しており、中小規模の監査法人としての特性を活かした組織運営を行っております。

【法人が果たすべき役割】

原則1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

当監査法人は、社員と職員(非常勤職員を含む。)を合わせても30人程の規模であり、また、各監査現場の責任者は原則として社員が担当することとしているため、社員が頻繁に監査現場に往査します。そのため、この特性を活かした全構成員による自由なコミュニケーションが可能となっています。具体的には、毎月開催される社員会での議論のうち会計監査に関する話題を各社員が監査チームに伝達し、反対に監査チームで行われた議論を担当社員が社員会で持ち寄り、法人としての対応を検討して監査現場に反映するという作業を継続的に行っております。これにより、法人の構成員それぞれが法人の会計監査の品質を持続的に向上させることに参加しているという意識を持って業務を遂行することが可能になると考えております。

【組織体制】

原則2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。

原則3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

当監査法人は、経営機能の実効性を監督・評価する独立的な機関の設置や第三者の知見の活用は行っていないませんが、現状の規模からして、法人運営や監査上の判断に関する個別検討事項も含んだ品質管理に関する重要事項を社員会による合議制で審議または決議するという方法によって法人運営の実効性は十分確保されているものと考えております。

また、監査人としての職務の遂行が適正に行われることを確保するため、次のような審査体制を

整備しております。

- すべての監査業務について、監査報告書の発行に際しては適格性が確保された審査員による審査を受審する義務を定めております。監査業務の種類やリスクの程度等に応じた審査を行っており、公認会計士法上の大会社等については、監査契約の受嘱や監査計画の段階から適時に審査員が関与する方式を採用しています。
- 監査上の判断の相違については、審査制度の中で解決・決定しており、最終的に社員会により解決されることとなります。

当監査法人では、原則1への対応にありますように、各監査現場の責任者は原則として社員が担当することとしているため、社員が頻繁に監査現場に往査します。そのため、社員と監査クライアント及び法人職員との距離が近く、監査現場での監査リスクの把握と対応を適時に行うことが可能となっています。

【業務運営】

原則4 監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

当監査法人では、人材の育成・確保のため、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任については、下記のような対応を行っております。

- 実務経験者の中途採用は、法人としての経営方針及び人員計画に基づいて実施しています。専門職員の教育・訓練については、法人内で各種研修プログラムを提供すると同時に、実際の業務を通じて十分な OJT が行われるよう配慮しています。
- 監査実施者の評価及び報酬等に関する方針及び手続を定め、それに従って監査実施者の評価を実施しております。
- 監査実施者の選任のうち、監査責任者の指名については一定の交替ルールの下でチーム編成の管理単位である法人の責任者が執行します。監査補助者の配属に関しては、各業務に必要な専門能力や経験を備えたチーム編成となるよう配慮しています。

また、当監査法人では、各監査現場の責任者は原則として社員が担当することとしているため、社員が頻繁に監査現場に往査しており、社員による監査クライアントや法人職員との意見交換の機会が多く、会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行う環境にあるものと考えております。

【透明性の確保】

原則5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

当監査法人では、大規模監査法人を前提とした「監査法人の組織的な運営に関する原則〈監査法人のガバナンス・コード〉」は採用しておりませんが、監査法人における実効的な組織運営に関する取組など

について当法人のホームページで公表しております。

また、組織的な運営の改善に関しては、各社員が監査クライアントや法人構成員の意見に耳を傾け、改善が必要な事項については社員会に諮って法人としての対応を行うよう心がけております。

以 上